

## 失業等給付の受給および離職票等の提出に伴う承諾書

私の被扶養者は、失業等給付を受給する・受給延長する・受給しない（いずれかに ）ことになりました。よって、以下の承諾事項全てについて承諾いたします。

また、私およびその被扶養者が承諾事項を遵守できなかった場合は、オムロン健康保険組合の取り決め  
に不服を申し立てず、すみやかに従います。

### 承諾事項

#### 失業等給付を受給する場合

1. 被扶養者が「雇用保険受給資格者証」を受領次第、すみやかにその写しをオムロン健康保険組合へ提出します。
2. 被扶養者に「基本手当日額」を確認させ、基本手当日額が3612円以上（60歳以上の方および障害年金受給者は日額5000円以上）である場合は、すみやかに「健康保険被扶養者異動届（減）」を提出し、受給開始日より扶養から外します。
3. 2.に該当するにも関わらず、受給開始日以降も扶養認定状態が継続している事実が明らかになった場合は、受給開始日に遡って扶養から外します。  
その場合、受給開始日以降に受けた被扶養者に係る健保負担分の医療費（7割）および各種給付金等の全額をオムロン健康保険組合へ返金します。

#### 失業等給付を受給延長する場合、および受給しない場合

4. 失業等給付を受給することになった場合は、事前にオムロン健康保険組合へその旨を報告します。
5. 4の報告後、【失業等給付を受給する場合】の内容を理解したうえで、すみやかに対応します。
6. 失業等給付を受給していないことの証として、指定された期日までに離職票一式（原紙）をすみやかにオムロン健康保険組合に提出します。
7. 離職票一式（原紙）を提出できない場合は、扶養認定後に返却された日に遡って扶養から外します。  
その場合、返却日以降に受けた被扶養者に係る健保負担分の医療費（7割）および各種給付金等の全額をオムロン健康保険組合へ返金します。

#### 被扶養者の認定を外す手続きが遅れた場合

8. 手続きが遅れた期間分の医療費確認等が必要となるため、受給終了後であっても再認定できない期間が生じることを承諾いたします。

承諾日 年 月 日

健康保険証 記号・番号 \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_ 印

被扶養者氏名 \_\_\_\_\_